官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○日本薬局方の全部を改正する件（厚生労働一九三）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（同一九四）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件（同一九五）
○一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示（国土交通五三九）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示（同五四〇）　四
〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件の一部を改正する件（外務一三五）　六
○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（国土交通五四一）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一六六）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
法務省　出入国在留管理庁　文部科学省　農林水産省　林野庁　防衛省　七
〔官庁報告〕
官庁事項
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　八
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
国家試験
令和八年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について（国会議員政策担当秘書資格試験委員会）　八
第五十八回社会保険労務士試験の実施について（厚生労働省）　九
国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　一〇
会社その他　三〇

法規的告示

○厚生労働省告示第百九十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（令和三年厚生労働省告示第二百二十号）の全部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

日本薬局方

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方を次のように定める。

（「次のよう」は省略し、この告示による改正後の日本薬局方の全文を厚生労働省医薬局医薬品審査管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する方法により公表する。）

附　則

（適用期日）

第一条　この告示は、告示の日（次条及び第三条において「告示日」という。）から適用する。

（経過措置）

第二条　この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品であって告示日において現に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（告示日の前日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品（以下「承認を要しない医薬品」という。）を含む。）については、令和九年九月三十日までの間は、旧薬局方で定める日本名及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）はこの告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）で定める名称及び基準（当該医薬品に関する部分に限る。）とみなすことができるものとする。

第三条　新薬局方に収められている医薬品（旧薬局方に収められていたものを除く。）であって告示日において現に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による承認を受けている医薬品（承認を要しない医薬品を含む。）については、令和九年九月三十日までの間は、新薬局方に収められていない医薬品とみなすことができるものとする。

第四条　新薬局方に収められている医薬品については、令和九年九月三十日までの間は、旧薬局方で定める日本名別名を新薬局方で定める名称とみなすことができるものとする。

第五条　新薬局方に収められている医薬品については、令和十三年三月三十一日までの間は、新薬局方通則三十九の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第六条　新薬局方に収められている医薬品については、令和十三年三月三十一日までの間は、新薬局方一般試験法の9．62計量器・用器の条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○厚生労働省告示第百九十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	
製造販売の承認を要しない医薬品	基準
次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品	日本薬局方
一～七十五　（略）	
七十六　乳糖	
七十七　乳糖水和物	
七十八～百二十三　（略）	

改正前	
製造販売の承認を要しない医薬品	基準
次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品	日本薬局方
一～七十五　（略）	
七十六　乳糖水和物	
七十七　無水乳糖	
七十八～百二十三　（略）	

○厚生労働省告示第百九十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第二十条第一項第七号及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十六条第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第九十六条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（平成十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	
一　（略）	
二　次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品	
1～68　（略）	
69　乳糖	
70　乳糖水和物	
71～116　（略）	

改正前	
一　（略）	
二　次に掲げる日本薬局方に収められている医薬品	
1～68　（略）	
69　乳糖水和物	
70　無水乳糖	
71～116　（略）	

○国土交通省告示第五百三十九号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十一条第三項の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示

第一条　一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（係員の指示） **第11条**　旅客は、当社の運転者、特定自動運行保安員（旅客自動車運送事業運輸規則第十五条の二第一項に規定する特定自動運行保安員をいう。以下同じ。）その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。 （応急手当の協力の求め） **第11条の11**　当社は、天災その他の事故により死傷者のあるときは、旅客に応急手当その他の必要な措置の協力を求めることがあります。 （運送の引受け及び継続の拒絶） **第14条**　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 ㈠～㈤　（略） ㈥　旅客が乗務員（特定自動運行保安員を除く。）及び特定自動運行保安員（道路運送法施行規則第六条第一項第九号に規定する特定自動運行旅客運送を行う場合に限る。）（以下「乗務員等」という。）の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。 ㈦～㉑　（略） **第14条の11**　（略） 2　旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、乗務員等は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。	（係員の指示） **第11条**　旅客は、当社の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。 （新設） （運送の引受け及び継続の拒絶） **第14条**　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 ㈠～㈤　（略） ㈥　旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。 ㈦～㉑　（略） **第14条の11**　（略） 2　旅客が当社の禁煙車両内で喫煙し、又は喫煙しようとしている場合、運転者は喫煙を中止するように求めることができ、旅客がこの求めに応じない場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

第二条　一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和六十二年運輸省告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（係員の指示） **第２条**　旅客及び荷主は、当社及び受託者（道路運送法第35条の規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ。）の運転者、車掌、特定自動運行保安員（旅客自動車運送事業運輸規則第15条の２第１項に規定する特定自動運行保安員をいう。以下同じ。）その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。 （応急手当の協力の求め） **第２条の２**　当社は、天災その他の事故により死傷者のあるときは、旅客に応急手当その他の必要な措置の協力を求めることがあります。 （運送の引受け及び継続の拒絶） **第４条**　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(5)　（略） (6)　旅客が乗務員（特定自動運行保安員を除く。）及び特定自動運行保安員（道路運送法施行規則第六条第一項第九号に規定する特定自動旅客運送を行う場合に限る。）の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき (7)～(12)　（略）	（係員の指示） **第２条**　旅客及び荷主は、当社及び受託者（道路運送法第35条の規定により当社の経営する一般旅客自動車運送事業の管理を他の一般旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）であって、その委託を受けた者をいう。以下同じ。）の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。 （新設） （運送の引受け及び継続の拒絶） **第４条**　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。 (1)～(5)　（略） (6)　旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき (7)～(12)　（略）

第三条　一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和六十二年運輸省告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（係員の指示） **第２条**　旅客は、当社の運転者、車掌、特定自動運行保安員（旅客自動車運送事業運輸規則第15条の２第１項に規定する特定自動運行保安員をいう。以下同じ。）その他の係	（係員の指示） **第２条**　旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。	
2　（略）	2　（略）
（応急手当の協力の求め）	（新設）
第２条の２　当社は、天災その他の事故により死傷者のあるときは、旅客に応急手当その他の必要な措置の協力を求めることがあります。	
（運送の引受け及び継続の拒絶）	（運送の引受け及び継続の拒絶）
第４条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。	**第４条**　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6)　旅客が乗務員（特定自動運行保安員（道路運送法施行規則第六条第一項第九号に規定する特定自動旅客運送を行う場合に限る。）の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき	(6)　旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき
(7)～(12)　（略）	(7)～(12)　（略）
（運送に関連する経費）	（運送に関連する経費）
第14条　ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員（特定自動運行旅客運送を行う場合にあっては、当該特定自動運行旅客運送に係る車両に乗務している特定自動運行保安員を含む。）の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担とします。	**第14条**　ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、契約責任者の負担とします。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百四十号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する告示

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（令和六年国土交通省告示第千三百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（申請人の基準）	（申請人の基準）
第一条　自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一項第二の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。	**第一条**　自動車運送業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人が次のいずれにも該当することとする。
一　（略）	一　（略）
二　旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）に従事しようとする者にあっては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第一項及び第三十九条に規定する指導監督、同規則第三十八条第二項に規定する特別な指導並びに同規則第三十八条第五項に規定する指導を受けること並びに同規則第三十八条第二項に規定する適性診断を受けることをいう。第三条第三号において同じ。）を修了していること。	二　旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業をいう。第三条第三号において同じ。）に従事しようとする者にあっては、新任運転者研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第一項及び第三十九条に規定する指導監督、同規則第三十八条第二項に規定する特別な指導並びに同規則第三十八条第五項に規定する指導を受けること並びに同規則第三十八条第二項に規定する適性診断を受けることをいう。第三条第三号において同じ。）を修了していること。
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）
第三条　自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める	**第三条**　自動車運送業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める

令和八年四月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一・二　（略）

三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（次号において「一号特定技能外国人」という。）のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。

四　一号特定技能外国人であって、基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有している者（自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の日本語能力を有している者を除く。）を、旅客自動車運送事業（法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を除く。以下この号において同じ。）に従事させる場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ　自立して日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を修得するために必要な学習をするための体制を整備していること。

ロ　当該一号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合その他の日本語により意思疎通を図ることが必要となる場合に一号特定技能外国人と乗客、営業所及び警察署、消防署その他の関係機関との間で日本語により意思疎通を図ることを補助する者（当該本邦の公私の機関に雇用されている者で、旅客自動車運送事業の業務に従事した経験を有するもの又は現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応ができるよう指導を受けたものに限る。）を同乗させることとしていること。ただし、離島等（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域並びに半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域をいう。以下この号において同じ。）において一号特定技能外国人を業務に従事させる場合であって、次のいずれにも該当する場合にあっては、この限りでない。

(1)　当該一号特定技能外国人に従事させる業務が、法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業に係るものであること。

(2)　当該一号特定技能外国人を業務に従事させる離島等をその区域に含む市町村と協力して、当該一号特定技能外国人の支援を行うこととしていること。

(3)　当該一号特定技能外国人を業務に従事させる現場において不測の事態が発生した場合等に適切な対応を行うことができるよう、情報通信技術の活用その他の方法により緊急時の連絡体制の整備その他必要な環境整備を行うこととしていること。

五・六　（略）

七　国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査及び指導に対し、必要な協力を行うこと。

八　（略）

基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。

一・二　（略）

三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人のうち旅客自動車運送事業に従事しようとする者に対し、新任運転者研修を実施すること。

（新設）

四・五　（略）

六　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

七　（略）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

その他告示

○外務省告示第百三十五号

国際連合安全保障理事会決議第千五百九十一号に基づき設立された同理事会制裁委員会が令和八年二月二十四日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件（平成十八年外務省告示第三百七十四号）の一部を次のとおり改正する。

令和八年四月十日

外務大臣　茂木　敏充

別表に次のように加える。

（別表）

7．ゲド・ハムダン・アハメド
GEDO HAMDAN AHMED
国連参照番号：SDi. 007
役職：即応支援部隊（RSF）北ダルフール地区司令官
Commander for the North Darfur section of the Rapid Support Forces
別名：アブ・ナシュク
Abu Nashuk
国籍：スーダン
Sudan
リスト掲載日：2026年２月24日
その他の情報：性別：男性

8．アブドゥル・ラヒム・ハムダン・ダガロ
ABDUL RAHIM HAMDAN DAGALO
国連参照番号：SDi. 008
役職：即応支援部隊（RSF）副司令官
Rapid Support Forces (RSF) Deputy Leader
生年月日：1972/１/１
出生地：ハルツーム、スーダン
Khartoum, Sudan
国籍：スーダン
Sudan
リスト掲載日：2026年２月24日
その他の情報：性別：男性。インターポール・国連安全保障理事会特別手配ウェブリンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals#2026-14266

9．アル＝ファテフ・アブドゥラー・イドリス
AL-FATEH ABDULLAH IDRIS
国連参照番号：SDi. 009
役職：即応支援部隊（RSF）准将
Brigadier General of Rapid Support Forces
別名：アブ・ルル
Abu Lulu
国籍：スーダン
Sudan
リスト掲載日：2026年２月24日
その他の情報：性別：男性

10．ティジャニ・イブラヒム・ムーサ・ムハンマド
TIJANI IBRAHIM MOUSSA MOHAMED
国連参照番号：SDi. 010
役職：即応支援部隊（RSF）野戦指揮官
Field Commander of the Rapid Support Forces
別名：アル・ゼイル・サーレム
Al Zeir Salem
国籍：スーダン
Sudan
リスト掲載日：2026年２月24日
その他の情報：性別：男性

○国土交通省告示第五百四十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号及び第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録番号　補・第４―㈤号
　二　登録養成施設の名称　中央工学校
　三　変更後の養成施設の長の氏名　土田　俊行
　四　変更年月日　令和八年四月一日
二　登録番号　補・第15―㈤号
　二　登録養成施設の名称　札幌工科専門学校
　三　変更後の養成施設の長の氏名　太田　潤一
　四　変更年月日　令和八年四月一日
三　登録番号　補・第20―㈤号
　二　登録養成施設の名称　岡山科学技術専門学校
　三　変更後の養成施設の長の氏名　瀬戸川康宏
　四　変更年月日　令和八年四月一日
四　登録番号　補・第21―㈣号
　二　登録養成施設設置者の名称　学校法人　電波学園
　三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　磯部　充佳
　四　変更年月日　令和八年四月一日
五　登録番号　士・第１―㈤号
　二　登録養成施設設置者の名称　学校法人　電波学園
　三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　磯部　充佳
　四　変更年月日　令和八年四月一日
六　登録番号　士・第２―㈣号
　二　登録養成施設の名称　中央工学校
　三　変更後の養成施設の長の氏名　土田　俊行
　四　変更年月日　令和八年四月一日

○関東地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	茅野市宮川字素麺畑四四六一番二地先から同市宮川字下河原四三九九番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和八年四月十日

国会事項

衆議院

会議

四月九日（木曜日）午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

四月八日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力発電所の再稼働及び使用済核燃料の管理に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三〇号）

原子力事業者における内部通報制度及び公益通報者保護制度に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三一号）

浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不適切事案に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三二号）

人事異動

法務省

相場　遥人　赤岩　陽菜　淺田　清香
安宅　美結　荒井　柚南　荒木　杏奈
安藤　星也　池田　剛治　伊藤　優
上野　佳穂　大野　響弓　皆藤　大輝
篭橋　杏子　柏木　藍海　片山　寛斗
金澤　圭真　加納　知佳　木村　由治
草野　和花　熊谷　駿　小谷　達哉
児玉　悠真　小林　薫子　近藤　龍彦
齋藤美有紀　坂元　拓未　篠原　結衣
嶋田　佳奈　城田　直幸　周﨑　海里
鈴木　邑奈　田中　歩　田中茉友子
田沼未来葵　津村　浩太　長田　彩利
中村　海斗　根本　真琴　橋本　惇平
旗本　威風　林　龍太郎　疋田　純平
福田　廉　古山　奈生　保木本晃正
星　和華子　堀　優香子　堀川　千里
増田　耀　松尾　美咲　松永　直樹
松元　悠人　丸山　桃果　三島　悠河
箕田七奈子　道井　大貴　森　瑠衣
森山　美結　安田　陽　谷田部洋輝
山浦　元気　山口　陽大　山崎　天
山野内晴菜　吉岡　爽乃　吉賀　結美
吉田慎太郎　米田　慶司

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）（三月二十六日）

（横浜区検察庁副検事）副検事　植松　仁
（宇都宮区検察庁副検事）同　沼尾　清彦
（高崎区検察庁副検事）同　日下部　敏
（京都区検察庁副検事）同　津田　文恵
（奈良区検察庁副検事）同　吉谷　隆
（名古屋区検察庁副検事）同　五社　浩幸
（尾道区検察庁副検事）同　牛尾　昌伸
（山口区検察庁副検事）同　大村　伸二
（小倉区検察庁副検事）同　中東　純一
（久留米区検察庁副検事）同　小島　好鎮
（鹿児島区検察庁副検事）同　稲森　浩孝
（宮崎区検察庁副検事）同　宮　浩幸
（徳島区検察庁副検事）同　角石　大造

辞職を承認する（各通）（三月三十一日）

出入国在留管理庁

（出入国在留管理庁在留管理支援部長）法務事務官　福原　申子
出入国在留管理庁審議官に配置換する
（出入国在留管理庁出入国管理部長）同　松野　弘明
出入国在留管理庁出入国管理部長に昇任させる
（出入国在留管理庁出入国管理部長）同　礒部　哲郎
出入国在留管理庁在留管理支援部長に配置換する
（東京出入国在留管理局次長）入国審査官　稲垣　貴裕
法務事務官（出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課長）に転任させる
（出入国在留管理庁在留管理支援部在留審査調整官）法務事務官　久米　輝幸
出入国在留管理庁在留管理支援部情報分析官に昇任させる
（高松出入国在留管理局長）入国審査官　木村　広希
札幌出入国在留管理局長に配置換する
（入国者収容所大村入国管理センター所長）法務事務官　岡本真由美
入国審査官（仙台出入国在留管理局長）に昇任させる
（大阪出入国在留管理局次長）入国審査官　権田　佳子
広島出入国在留管理局長に昇任させる
（大阪出入国在留管理局関西空港支局長）同　岡部昌一郎
高松出入国在留管理局長に昇任させる
（東京出入国在留管理局付）同　藤田　小織
福岡出入国在留管理局長に転任させる
（東京出入国在留管理局成田空港支局長）同　福谷　孝二
法務事務官（入国者収容所東日本入国管理センター所長）に転任させる
（大阪出入国在留管理局神戸支局長）同　山澤　義周
法務事務官（入国者収容所大村入国管理センター所長）に転任させる
（東京出入国在留管理局横浜支局長）同　木村　俊生
東京出入国在留管理局成田空港支局長に配置換する
（東京出入国在留管理局羽田空港支局次長）同　尾﨑　洋一
東京出入国在留管理局横浜支局長に昇任させる
（出入国在留管理庁在留管理支援部情報分析官）法務事務官　北山　一輝
入国審査官（名古屋出入国在留管理局中部空港支局長）に転任させる
（名古屋出入国在留管理局次長）入国審査官　吉川　精一
大阪出入国在留管理局関西空港支局長に転任させる
（大阪出入国在留管理局関西空港支局次長）港支局審査監理官）同　井上　裕史
大阪出入国在留管理局神戸支局長に昇任させる

（以上四月一日）

文部科学省

日本ユネスコ国内委員会委員に任命する（各通）（三月二十六日）

菊田真紀子　永岡　桂子
深澤　陽一　宮内　秀樹

農林水産省

（大臣官房審議官）農林水産事務官　西　経子

辞職を承認する

（復興庁岩手復興局長）復興事務官　保科　太志
農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する（以上三月三十一日）
（水産庁増殖推進部栽培養殖課長）同　柿沼　忠秋
水産庁資源管理部長に昇任させる
（水産庁資源管理部長）農林水産技官　魚谷　敏紀
水産庁増殖推進部長に配置換する
（水産庁増殖推進部長）農林水産事務官　福島　一
大臣官房審議官に転任させる
富山県副知事　佐藤　一絵
農林水産事務官（農林水産技術会議事務局研究総務官）に採用する
（国土交通省北海道開発局次長）国土交通事務官　佐竹　健次
大臣官房付に転任させる
大臣官房政策課政策情報分析官に転任させる
（農林水産技術会議事務局研究総務官）農林水産技官　佐藤　夏人
復興庁に出向させる
三森　眞琴
独立行政法人家畜改良センター理事長に任命する
千葉　一裕
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長に任命する
任期は令和十二年三月三十一日までとする
長谷川利拡
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター理事長に任命する
任期は令和十二年三月三十一日までとする
丹下　健
国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長に任命する
任期は令和十一年三月三十一日までとする
芳野　正
国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長に任命する
任期は令和十二年三月三十一日までとする
樋口　直樹
農林漁業団体職員共済組合理事長に任命する
川野　芳樹　市村　和寿
農林漁業団体職員共済組合監事に任命する（以上四月一日）

林　野　庁

（北海道森林管理局長）農林水産技官　関口　高士
林野庁付に転任させる

林野庁林政部林政課林業・木材産業情報分析官に転任させる
林野庁国有林野部経営企画課付に併任する
国立研究開発法人森林研究・整備機構理事　宇野　聡夫
農林水産技官（北海道森林管理局長）に採用する
（以上四月一日）

防　衛　省

（防衛大学校長）防衛教官　久保　文明
任期の満了により令和八年三月三十一日限り退職した
（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長）**廣瀬　行成**
独立行政法人通則法第二十一条の三の規定による任期の満了により令和八年三月三十一日限り退職
（以上三月三十一日）
防衛教官（防衛大学校長）に採用する　吉田　圭秀
（防衛大学校システム工学群機械工学科教授）防衛教官
防衛大学校副校長に転任させる　山川　淳也
防衛大学校副校長）同　中野　俊樹
防衛大学校電気情報学群電気電子工学科教授に転任させる
青木　健至
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長に任命する
（大臣官房付）防衛事務官　織田　雄一
防衛書記官（大臣官房参事官）に転任させる（以上四月一日）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示

船員法第百条の十五の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第百条の二十八の規定により公示する。

令和八年四月十日　　国土交通大臣　金子　恭之

一　バンコク事務所　ヤンゴン出張所の変更
㈠　事業所の所在地の変更

変更前	339, Bogyoke Aung San Road, Kyauktada, Township Yangon, Union of Myanmar
変更後	No. 130, Shwegondaing Road, Bahan Township, Yangon, UNION OF MYANMAR

㈡　変更年月日　令和八年四月一日

中部地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局木曽川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年４月10日　　中部地方整備局長　森本　輝

1　河川の名称　木曽川水系長良川
2　廃川敷地等が生じた年月日　令和８年４月10日
3　廃川敷地等の位置　岐阜県岐阜市大字寺田字堤際865番８
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　8.71平方メートル

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　九号
㈢　占用を制限する区域　亀岡市古世町芝原三五番二から同市下矢田町四丁目一一四番六まで
亀岡市下矢田町二丁目二一六番一〇から同市下矢田町二丁目一〇一番一まで
㈣　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥　占用の制限の開始の期日　令和八年五月一日
㈦　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

九州地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和八年三月十九日、嘉瀬川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和八年四月十日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

国　家　試　験

令和８年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について

令和８年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程（平成５年４月28日両院議長協議決定）第９条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月10日

国会議員政策担当秘書資格試験委員長　伊藤　文靖

1　試験の名称　令和８年度国会議員政策担当秘書資格試験
2　職務内容　主として国会議員の政策立案・立法活動等をより専門的な立場から補佐するための研究調査、資料の収集分析並びに作成等にあたる職務
3　受験資格
(1)　令和８年９月10日（最終合格者発表日）現在において65歳未満の者（昭和36年９月12日以降生まれの者）で、かつ、次のいずれかに該当する者
①　大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び令和９年３月までに大学卒業見込みの者
②　政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者
(2)　次のいずれかに該当する者は、受験することができない。
①　国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第７条の規定により受験できない者
・　日本国籍を有しない者
・　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者
②　平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）
4　試験
(1)　第１次試験
①　試験日　令和８年６月27日（土）
②　試験場　東京大学駒場キャンパス（東京都目黒区駒場３－８－１）

③　試験内容
◎　多肢選択式（教養問題）40題
国会議員の政策担当秘書に相応した高度で幅広い内容を有する多肢選択式試験
◎　論文式（総合問題）３題のうち１題は必須、残りの２題中１題を選択
国会議員の政策担当秘書として必要な高度な企画力・分析力・構成力等を見る総合的な論文式試験

⑵　第２次試験
①　試験日　令和８年８月26日（水）
②　試験場　参議院又は衆議院（東京都千代田区永田町１－７－１）
③　試験内容　口述式

5　合格者発表
⑴　第１次試験　令和８年８月18日（火）　受験番号を掲示するとともに、合格者には郵送で通知する。
⑵　最終合格　令和８年９月10日（木）　受験番号及び氏名を掲示するとともに、第２次試験受験者（欠席者を除く。）には郵送で合否を通知する。
⑶　掲示場所等　いずれも参議院第二別館前及び衆議院第二別館前に午前９時30分に掲示して発表する。（参議院ホームページ及び衆議院ホームページにも合格発表日の午前11時以降に合格者の受験番号を掲載する。また、最終合格者については、合格発表日以降、官報に受験番号及び氏名を掲載する。）

6　受験手続　受験申込受付期間　令和８年５月７日（木）から５月15日（金）までとする。
（受験申込は、参議院ホームページ又は衆議院ホームページから、原則、インターネットによる申込とする。）

7　提出書類　受験資格確認のため、第１次試験合格者は、受験資格を証明する大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書等及び住民票の写し（いずれも令和８年４月１日以降発行のもので、住民票の写しについては本籍地の記載があり個人番号の記載がないもの）を第２次試験の際に提出すること。

8　合格者の採用方法　本試験合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、参議院議員又は衆議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。

9　問い合わせ先　受験手続その他受験に関する問い合わせは、下記までとする。
〒100―0014　東京都千代田区永田町１－７－１
参議院事務局庶務部議員課
ＴＥＬ03（5521）7485
ホームページアドレス
https://www.sangiin.go.jp/
衆議院事務局庶務部議員課
ＴＥＬ03（3581）5165
ホームページアドレス
https://www.shugiin.go.jp/

第58回社会保険労務士試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第10条第１項及び第10条の２第１項の規定に基づき、第58回社会保険労務士試験を次のように実施する。

令和８年４月10日
厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験地　北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県及び沖縄県
2　試験日　令和８年８月23日（日）
3　試験科目
選択式試験　８問
労働基準法及び労働安全衛生法　１問
労働者災害補償保険法　１問
雇用保険法　１問
健康保険法　１問
厚生年金保険法　１問
国民年金法　１問
労務管理その他の労働に関する一般常識　１問
社会保険に関する一般常識　１問
択一式試験　70問
労働基準法及び労働安全衛生法　10問
労働者災害補償保険法　７問
雇用保険法　７問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律　６問
健康保険法　10問
厚生年金保険法　10問
国民年金法　10問
労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識　10問

4　法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、令和８年４月10日（金）現在施行のものとする。

5　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学において学士の学位（同法第104条第２項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法による専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
⑵　旧高等学校令（大正７年勅令第389号）による高等学校高等科、旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学予科又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
⑶　司法試験予備試験又は高等試験予備試験に合格した者
⑷　国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑸　行政書士となる資格を有する者
⑹　社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑺　労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事した期間が通算して３年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含む。）（労働組合を除く。⑻において「法人等」という。）の役員として労務を担当した期間が通算して３年以上になる者
⑻　労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に関する事務のうち、特別な判断を要しない単純な事務以外の事務に従事した期間が通算して３年以上になる者
⑼　厚生労働大臣が前記⑴から⑻までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6　受験手続
⑴　受験申込書、受験案内等の交付
ア　インターネットによる受験申込みを希望する場合　令和８年４月10日（金）以降、社会保険労務士試験オフィシャルサイトに受験案内等を掲載し閲覧できるようにする。
（社会保険労務士試験オフィシャルサイト
https://www.sharosi-siken.or.jp/）
イ　郵送による受験申込みを希望する場合　令和８年４月10日（金）から５月29日（金）まで（必着）に、全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4880）（以下「試験センター」という。）へ、返信用封筒（角形２号）を同封して、郵便により１人１部ずつ請求すること。なお、試験センターへの請求の際には、封筒の表面に「受験案内　請求」と朱書し、返信用封筒には、郵便番号・住所・氏名を明記し、180円（速達の場合は480円）分の切手を貼ること。
⑵　受験申込み　受験希望者は、インターネットでの受験申込み又は郵送での受験申込書の提出を行うこと。受験申込みに当たっては、次に掲げる書類等を受験申込先に提出すること。
ア　受験資格を有することを明らかにすることができる書類
イ　写真
ウ　下記⑶の受験手数料の納付を証明する書類（郵送による受験申込みの場合）
なお、試験科目の一部について試験の免除を受けようとするときは、併せて社会保険労務士試験の試験科目の免除申請を行うこと。
また、この申請に当たっては、社会保険労務士法別表第２の下欄に掲げる者に該当することを明らかにすることができる書面を提出しなければならない（既に免除の決定を受けた試験科目のみの申請の場合を除く。）。
⑶　受験手数料　受験手数料は、試験センターが指定する方法により15,000円を払い込むことにより納付すること。
⑷　受験申込先　試験センター
⑸　申込受付期間
ア　インターネットによる受験申込みの場合　令和８年４月13日（月）10時00分から５月31日（日）23時59分までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

イ　郵送による受験申込みの場合　令和８年４月13日（月）から５月31日（日）まで簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和８年５月31日（日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑹　試験地変更の取扱い　受験申込書提出後、住居の移転等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする者は、令和８年６月12日（金）17時30分までにあらかじめ試験センターへ問い合わせた上、簡易書留郵便にて必要となる書類を試験センターへ提出すること。

7　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから受験申込者に送付する。

8　合格者の発表　合格者の受験番号は、令和８年10月１日（木）に厚生労働省のホームページ及び社会保険労務士試験オフィシャルサイトにおいて公表するほか、10月14日（水）に合格者本人あて合格証書を発送する。また、令和８年10月下旬に合格者の受験番号を官報において公告する。

9　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる場合は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができる。詳細は受験案内に記載する。

⑶　試験の詳細については、受験案内に記載する。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和八年四月十日

国土交通大臣　金子　恭之

一、事業計画が定められた年月日　令和八年三月六日

二、調査の種類　効率的手法導入推進基本調査

三、調査を実施する者の名称　国土交通省

四、実施地域

北海道　足寄町

北海道　池田町

北海道　浦幌町

栃木県　茂木町

鳥取県　米子市

五、実施予定期間

令和八年度

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人佐藤真弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年４月10日　　名古屋法務局

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月10日

昭和税務署長　小川　洋明

届出した者　内田　暁和

事務所等の名称　水谷　　豪

事務所等の所在地　愛知県名古屋市中川区西日置２丁目７―27　２階

責任者の氏名　内田　暁和

証明書の有効期限　令和９年３月２日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続廃止及び免責許可決定

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月八日
掲載頁　九十五頁（号外第一八一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月六日
掲載頁　一二四頁（号外第四十七号）

令和八年四月十日
愛知県春日井市美濃町二丁目九番地
（甲）株式会社コンテック
代表取締役　近藤　峰生
愛知県春日井市美濃町二丁目九番地
（乙）株式会社コンテックフォーユー
代表取締役　近藤　美穂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議及び乙の総社員の同意は令和八年三月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月二十七日
掲載頁　一二一頁（号外第四十一号）

令和八年四月十日
和歌山市本町二丁目一番地
（甲）和島興産株式会社
代表取締役　梅田　千景
和歌山市吹上四丁目三番三三号
（乙）合同会社和光
代表社員　島　三博

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年六月十七日までにお申し出下さい。

令和八年四月十日
福岡県小郡市小板井四四〇番地の七
（甲）医療法人きのした小児科クリニック
理事長　木下　昇平
東京都西東京市保谷町三丁目二四番二号
（乙）医療法人社団仁明会
理事長　安部　浩一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社マツナミ（住所熊本市東区小峯四丁目一番三四号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月十日
熊本市東区新外三丁目一番五〇号
有限会社松波フーズ
代表取締役　松波　義輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番一四号ＷｉｓｅＮｅｘｔ新横浜三階

合同会社Ａｌｔｅｒｎａｔｉｖｅ　Ｐｌａｎｓ

代表社員　山本　啓介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社アベイユとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十日

静岡県浜松市天竜区二俣町阿蔵一三七番地の一九

合同会社アベイユ

代表社員　鈴木　祐雅

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十日

大阪市中央区南船場四丁目一〇番五号南船場ＳＯＨＯビル七〇二

合同会社ＴＲＩＢＡＬ

代表社員　喜始　裕介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり組織変更後の商号は株式会社ＶＡＺ　ＴＷＯとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十日

大阪市淀川区西中島六丁目二―三チサンマンション第七新大阪九〇四号

合同会社ＶＡＺ　ＴＷＯ　ＬＬＣ.

代表社員　角田　健

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年四月二十一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年四月二十二日に変更いたしましたので公告します。

令和八年四月十日

山梨県富士吉田市上吉田四五九七番地の一

プレミアムウォーター株式会社

代表取締役　金本　彰彦

東京都港区南青山二丁目二七番二五号

株式会社Ｇｒａｃｅｏｎ

代表取締役　田中　結衣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五〇〇万円減少し五〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/991044/announces

令和八年四月十日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山九四二

株式会社ｂｒｉｄｇｅ

代表取締役　三嶋　恒夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一三五〇万円（うち資本準備金とする額一三五〇万円）減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和八年五月三十一日までに資本金の額が増額した場合は、当該募集株式の発行により増額した資本金の額も同額分（うち資本準備金とする額は当該募集株式の発行により増額した資本金の額と同額分とします。）減少することにより、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載日　令和七年九月十一日

掲載頁　六十頁（号外第二〇五号）

令和八年四月十日

東京都港区赤坂六丁目一九番四五号

株式会社エイシング

代表取締役　出澤　純一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百万円減少して八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.dreamer.co.jp/

令和八年四月十日

愛知県名古屋市東区白壁四丁目四五番一

株式会社ドリーマー

代表取締役　吉田　夏子

準備金の額の減少公告

当社は、田中燃料株式会社及び株式会社オートアベールとの株式交換（以下、「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月六日

掲載頁　五十四頁（号外第八十一号）

令和八年四月十日

東京都墨田区本所二丁目三番八号

田実興産株式会社

代表取締役　田中御津子

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を二億二千三百九十二万四千二百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月十日

名古屋市中区錦三丁目五番三一号

ＳＳＩホールディングス株式会社

代表取締役　堀端　浩行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千三百八十二万四千九百六十九円減少し三十九億九千二百三十万七千二百四十四円とし、資本準備金の額を十六億二千百四十六万四百七十五円減少し零円とすることといたしましたので公告します。

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額、資本準備金の額、減少後の資本金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

効力発生日は令和八年五月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年三月二十四日に終了しています。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

オンコリスバイオファーマ株式会社

代表取締役　浦田　泰生

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月一日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年五月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年四月十日

仙台市青葉区二日町一二番二一号シントウ二日町ビル二階三号室

株式会社トラベルｅ旅．ｃｏｍ

代表取締役　佐藤　芳郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月一日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年五月十日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年四月十日

仙台市青葉区二日町一二番二一号シントウ二日町ビル二階三号室

株式会社トラベルｅ旅

代表取締役　佐藤　芳郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年四月十日

東京都千代田区麹町三丁目五番地二

ネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社

代表取締役　立石　寿雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月十日

東京都世田谷区成城二丁目三六番一七号

株式会社タロ・インターナショナル

代表取締役　安達　博俊

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、令和八年二月二十四日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数

普通株式十四株（うち自己株式八株）

二、払込金額又はその算定方法

一株につき金二百五十万円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日　令和八年四月三十日

五、増加資本金及び資本準備金

増加する資本金の額は、会社計算規則第十四条第一項の資本金等増加限度額の二分の一の金額とする（計算の結果一円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる）。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から前記の増加する資本金の額を減じた額とする。

以　上

令和八年四月十日

札幌市中央区北一条東三丁目三番地

株式会社島松ゴルフ場

代表取締役　福山恵太郎

任意清算公告

当社は、令和八年三月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月十日

秋田県大仙市四ツ屋字下原野三一番地

合資会社シンエイ・エス・エー

代表社員　新山　重栄

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年三月二十八日開催の総会において、出資一口の金額を一万円から五千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、水産業協同組合法第五十三条第二項の規定により公告します。

令和八年四月十日

徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本二六八―四

代表理事組合長　竹本　晴茂

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十二億五千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0011/index.html

令和八年四月十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｏｓｌｏ

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年八月十四日付官報の号外第一八四号一三三頁に掲載されています。

令和八年四月十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｍａｃａｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年四月十日

茨城県小美玉市野田一五四二番地

タカノフーズ株式会社

確定給付企業年金清算人　分目　賢敏

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十日

石川県羽咋市寺家町レ三七番地九

ＥＩＺＯエムエス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

千田　武詩

訂正公告

令和八年三月二十四日（号外第六十四号）掲載の第十一期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「473,719」とあるは「475,181」、**資産合計**の金額「**1,120,616**」とあるは「**1,122,078**」、流動負債の金額「1,318,479」とあるは「1,319,941」、株主資本の金額「△311,824」とあるは「△311,823」、利益剰余金の金額「△366,824」とあるは「△366,823」、その他利益剰余金の金額「△374,324」とあるは「△374,323」、**負債・純資産合計**の金額「**1,120,616**」とあるは「**1,122,078**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月十日

宮城県石巻市魚町三丁目一二番地の二

株式会社ＳＴＩミヤギ

代表取締役社長　柳澤　重英

令和八年四月十日

東京都港区南青山一丁目一五番一四号

株式会社ＳＴＩサンヨー

代表取締役会長　壷井　知行

訂正公告

令和八年三月二十四日（号外第六十四号）掲載の第七十八期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「1,197,058」とあるは「1,196,074」、**資産合計**の金額「**3,101,175**」とあるは「**3,100,191**」、流動負債の金額「776,640」とあるは「775,656」、株主資本の金額「1,422,818」とあるは「1,433,190」、うち当期純利益「7,802」とあるはうち当期純損失「441,964」、**負債・純資産合計**の金額「**3,101,175**」とあるは「**3,100,191**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月十日

東京都中央区築地四丁目一一番四号

味の浜藤株式会社

代表取締役社長　笠石　吉美

訂正公告

令和八年四月一日（号外第七十八号）掲載の解散公告中、「代表清算人　ウッド・ニコラス・ジョン」とあるは「代表清算人　ウッドのり子」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月十日

東京都渋谷区神宮前三丁目三一番五号

Ｓｙｎ株式会社

代表清算人　ウッドのり子

訂正公告

令和八年三月二十四日（号外第六十四号）掲載の第二十三期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「1,506,625」とあるは「1,506,723」、**資産合計**の金額「**2,835,680**」とあるは「**2,835,778**」、流動負債の金額「1,570,620」とあるは「1,570,718」、**負債・純資産合計**の金額「**2,835,680**」とあるは「**2,835,778**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月十日

東京都港区南青山一丁目一五番一四号

株式会社ＳＴＩエナック

代表取締役社長　祝迫　隆之

訂正公告

令和八年三月二十四日（号外第六十四号）掲載の第五期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「889,577」とあるは「914,962」、**資産合計**の金額「**1,307,803**」とあるは「**1,333,188**」、流動負債の金額「479,810」とあるは「505,195」、利益準備金「7,500」の追加、その他利益剰余金の金額「637,566」とあるは「630,066」、**負債・純資産合計**の金額「**1,307,803**」とあるは「**1,333,188**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年四月十日

東京都港区南青山一丁目一五番一四号

株式会社ＳＴＩエクシヤナ

代表取締役会長　壷井　知行